

平成24年度 第2回 錦江町行政改革推進委員会会議録

平成25年1月11日（金） 午後1時00分
錦江町役場2階会議室

- 事務局 | それでは皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成24年度第2回行政改革推進委員会を開催致します。
- 事務局 | まず本日は、B委員が別の会議のため、本日欠席となります。同じくD委員も仕事のためどうしても調整が付かないということで、欠席の連絡を頂いております。F委員については、ちょっと10分程度遅刻をするという連絡がありました。
- 事務局 | それでは、ただ今から会議次第に基づいて進行させて頂きたいと思っております。まず、錦江町公共施設民営化ガイドライン案についての諮問についてでございます。錦江町公共施設民営化ガイドライン案について、町長から当委員会へ諮問をお願いしたいと思っておりますので、萩野会長に諮問書のお受け取りをお願いしたいと思っております。よろしくお願ひ致します。
- 町長 | 錦江町公共施設民営化ガイドライン案について、貴委員会の意見を求めます。よろしくお願ひ致します。
- (町長から会長へ諮問書を渡す)
- 事務局 | それでは、行政改革推進本部長であります楠元町長から挨拶があります。よろしくお願ひ致します。
- 町長 | はい。皆さんこんにちは。
- 町長 | 本日は、お忙しいところご出席頂きまして誠にありがとうございます。
- 町長 | 昨年は、行政改革推進をはじめ町政運営に対しまして、多大なご協力を賜りありがとうございます。本年もまたよろしくお願ひ致します。
- 町長 | さて、11月に開催しました第1回行政改革推進委員会では、行政改革について冷静に議論していただき、貴重なご意見を頂きました。頂いたご意見を参考に、大綱策定の作業を進めていきたいと考えております。
- 町長 | また本日は、新たに町内公共施設の民営化の指針となります、公共施設ガイドライン案を諮問致しました。既に前回から検討頂いておりますが、制定の暁には、この考え方に基つきまして、準備・検討を行って参りたいと思っております。
- 町長 | 本日も検討・議論の程よろしくお願ひ致します。
- 事務局 | それでは、ただ今から協議事項に入って頂きます。議事の進行を萩野会長の方でよろしくお願ひ致します。
- 会長 | はい。皆さんこんにちは。今朝はかなり冷え込んで、こちらも冷え込んだんじゃないかと思っておりますけれども、少しポカポカして来て、ホッとしておりますけれども。今日の協議事項は、かなり熱を帯びそうな気配はしておるんですが、是非ご協力よろしくお願ひしたいと思っております。
- 会長 | 用意しておりますのが、ここの協議事項のとおりでございますけれども、最初に第1回、前回の行政改革推進委員会の本委員会の協議内容について、事務局の方に我々としては宿題を投げておりますので、その回答を頂いて、審議に入りた

- 事務局
- いと思います。
- 事務局の方から、宿題の回答をよろしくお願い致します。
- はい。それでは協議内容について、私の方でいくつか要点をお話しさせていただきますが、その前に、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。
- 昨年末にお送りしましたが、本日の資料につきましては、この公共施設民営化ガイドライン案、それと横向きになりますが、ガイドラインの新旧対照表、それともう1冊、第2回行革推進委員会の資料という見出しのもの、3冊お送りしております。もし、届いてないとか揃ってない場合は、こちらに予備を準備しておりますので言って頂ければと思いますが、ございますでしょうか。
- それでは、協議内容について進めさせて頂きたいと思いますが、同じく昨年末に第1回の会議録を作成しましたものを、委員の皆様方にはお送りしました。先程も申し上げましたとおり、要点のみについて触れさせて頂きたいと思います。この資料の方のページを私が参照して下さいというお話をしますので、準備して頂きながら聴いて頂ければと思います。
- 会長
- 事務局
- 第2回委員会資料。
- そうです。はい、この資料です。
- まず、職員の年齢構成について、現在のような作業を続けて行くと、益々若い職員が少なくなって高齢化が進み、年齢構成が非常にいびつになるのではないかとというご意見頂きましたが、資料の6ページをお開き下さい。職員数の推移をグラフにしてみました。ご覧のとおり、確かに非常に若年層の職員が少なく高齢化が進んでいるという結果になっております。ちなみに、グラフの白い棒については、24年度今現在のものがございます。網掛け部分は27年度の予想でございます。確かに年齢構成の是正は非常に重要な課題でございますので、大綱に盛り込んであります適正化計画の策定時に、このようなご意見をしっかりと検討して、是正出来るような策を今後考えていきたいと考えております。
- また、職員の構成の関連で、錦江園を民営化した場合の職員配置はどうなるのかというお話がございました。これについては、資料の5ページをご覧ください。ちょっとややこしい表になっておりますが、左の方が24年の12月1日現在の職員数でございます。合計で141人おります。右の方に平成27年の4月1日現在の推定職員数を上げております。真ん中が期間中の増減ということで、3年間の間に14名の定年退職者を迎える予定でございます。
- そうした場合に、一般職と現業職ということで職員を区別しておりますが、錦江園も非常にたくさんの現業職がおります。現業職の方々は、主に給食センター、学校用務員、錦江園の方に配置されているわけですが、この3つの箇所についてみますと、左下の表なんです。現在一般職が6名、現業職が20名、臨時職が16名で運営しております。給食センターと学校用務員だけで、17名の職員が必要でございますが、右側の27年4月1日現在では、現業職が給食センター、学校用務員、錦江園で15名です。
- つまり、給食センターと学校用務員を現在臨時職員さんを5名お願いしておりますが、臨時職員さんを除けば、給食センターと学校用務員で現業職場は確保出

来るというようなことが分かる表を作ってみました。

一般職員については、一般職員が3年間の間に9名退職しますので、錦江園の一般職員5名については、それぞれの課に振り分けることによって再配置というものは可能になるかという表でございます。

次に、錦江園の民営化によってどのくらいコストカット出来るのかというご質問がございましたので、これについては、資料の7ページ、8ページの方に挙げてみました。

7ページについては、現在の錦江園の決算額の推移でございます。平成23年度、一番右側を見ますと、決算額が1億7,444万5千円ということになっております。これらがどういう収入で賄われているのかということが8ページの方に書いてあります。8ページの表の左側が現行ということで、歳出の運営経費のところ、先程申し上げました1億7,444万5千円ということでございますが、この支出に対する収入の内訳と致しましては、他市町の方々が入所されている分については、他の市町から措置費という形で入って来ます。それが1,653万9千円。電気料とか雑入が、他施設から受け入れている分が123万でございますので、それら以外のちょっと黒ずんだ箱になっている米印の2と書いてありますが、ここが1億5,667万6千円、これが現在の錦江町から錦江園の運営についての持ち出している分でございます。

仮に、現状に一番近い形なんです、一般の入居者が50名、介護を必要とされる入居者が20名、計70名での運営とした場合に、その右側の養護老人ホームとして民営化した場合には、他市町からの措置費が1,832万円。錦江町はその施設に措置費という形で支出しなければいけません、それが1億2,702万3千円と。現在と比べますと、3千万近い減額になるのではないかと思います。

さらに、その右側には、民営化（介護サービス利用型特定施設）と書いてございますが、これは、一部介護等のサービスを提供出来る施設と併用型というような形で施設を変えた場合の試算でございます。他市町からの措置費は若干違まして1,852万円、錦江町からの措置費は、1億1,357万円ということになります。現行と比べますと4千万くらいの減額になるかと思われ。いずれも、民営化された場合には、現在より錦江町の経費としては少なくなるということがこれで分かるようです。

これは参考なんです、今見て頂いた表の下の方に、介護保険からの支払いを参考につけております。錦江園では現在介護報酬を受けておりませんが、現在錦江園で実施しているサービスを介護報酬に換算すれば、大体3,436万程度を受け取れるだろうというような計算でございまして、民営化すれば、今申し上げました金額が介護保険から施設の方に支払われます。

特定施設の場合ですと、さらに介護報酬分というのが加わりまして、6,300万程介護保険の方から支払われるということでございます。今申し上げました分は推計値でございまして、介護につきましては対象者が20名いらっしゃる、その方々が限度額の70%くらいのサービスを利用した場合という仮定でございますので、その辺はご了承頂きたいと思っております。

次に民営化ガイドラインのご意見も頂いておりましたが、この間お示しましたところからちょっと記述を変えておりますので、これは後ほどガイドラインの協議の中でご説明させて頂きたいと思っております。

あと、民営化について、給食センター、小学校が入っていないんじゃないかというご意見もございましたが、それにつきましては、行革大綱には入っていませんが、今日諮問がありましたとおり民営化のガイドラインに基づいて、町内の施設をそれぞれ慎重に検討して行くということでございます。給食センター、小学校の統合についても、現時点では検討するという段階にまで条件が整っていないということではございますが、順次検討に加えて、今後年次的に検討に加えて行きたいというところでございます。

ちなみに、資料の1ページのところに、大綱とこの前のガイドライン、その他計画等の体系を書いております。行革大綱の下に民営化のガイドラインがあるわけですが、今回、大綱とガイドラインの方をこちらの委員会の方に諮問をさせて頂いたところでございます。ガイドラインに基づいて、錦江園の民営化実施計画、事業所の選定基準、或いは今申しあげました給食センターなど、他の施設の民営化の検討をこれに従って行っていきます。職員適正化計画、職員研修計画、或いは財政の計画ですとか情報化計画につきましては、大綱に基づいて行っていくと。それぞれの進捗状況につきましては、こちらの委員会の方に随時報告をさせて頂くという推進体系になっております。

次に自治会統合、或いは自治会の課題解決、或いは防災ということで、もうちょっとここは重点化して大綱の中で示した方が良いのではないかというご意見がございました。これにつきましては、資料の2ページをご覧頂きたいのですが、左側の現行案ということで縦に書いてありますのが、前回お出ししました大綱案の見出しでございます。それを今回、右側の改正予定案というようなふうに構成を組み替えたいと考えております。

民営化、施設の民営化等も透明迅速な行政運営のためにということになっておりましたが、やはりここは、住民サービスの向上に向けた取り組みというところに、民間委託を位置付けたいと。さらに、ご指摘のありました地域支援体制の充実につきましては、防災体制の強化、自治会統合に向けた支援というところを新たに加えて、住民サービス向上の取り組みの中に加えていこうと考えております。実際の大綱の文言につきましてはこれから、或いは答申を頂いてから答申を尊重しまして書き換えたいと思っておりますが、3ページをちょっとご覧頂きたいのですが、まず申しあげました住民サービス向上に向けた取り組みの中身は、大体このようなイメージの記述で行いたいというふうに考えております。

次に、チーム制を廃止して元に戻した方が良いのではないかというご意見がございましたが、これも大綱の中に組織体制の見直しという項目を設けておりますので、その中でしっかりと検討して行きたいというふうに考えております。

あと、チーム制に関連しまして、職員の数の適正化とか研修とか、そういうのは総合的に考えないといけないというご意見も頂きました。これらは職員の整備

ということで、そこに関連する形で整合性を図りながら進めて参りたいというところでございます。

あと、税の徴収率の数字を教えてくださいというご意見がございましたので、資料の4ページに平成17年度から23年度までについての徴収率の推移を書いております。下の方のグラフの上の方が現年分、今年度であれば平成24年度課税分の徴収率です。下の分については、過年度分ということで、現年分で納まらなかったのが滞納額として残っていくわけですが、その残った滞納分の徴収率の方が下のグラフでございます。現在、住民税務課の方で差し押さえ等を実施して徴収に力を入れておまして、22年から23年については、徴収率は改善しているところでございます。しかし、ここは100%を目指して今後も引き続き取組んでいかなければいけないところだというふうに思っているところでございます。

以上、第1回目の協議内容については、一応要点ということで述べさせて頂きました。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。

5ページの表かな。平成27年4月1日のデータがとってもわかりにくい。5が上に行くんだから、ここは0でしょ。書き方がちょっと工夫しないと、皆さん誤解をしちゃうと思うよ。多分ここの質問が出るんじゃないかと思えますけれども。

委員の皆さん、どなたからでも良いですから、宿題に対しての厳しい判定をして頂きたいと思います。

E委員

ちょっと聞き損ねたかどうか分かりませんが、老人ホームの民営化で、養護老人ホームと介護サービス利用型特定施設はどういうふうに違うのでしょうか。

事務局

はい。養護老人ホームと言いますのは、今の錦江園の形態なんですけど、一応健康で自分で身の回りのことが出来る方々が入所されるところで、老人ホーム、養護老人ホームと言っております。対しまして、ご質問の介護サービス利用型特定施設は、養護老人ホームの一部に介護を必要とされる方の利用にも対応出来るような施設ということでございます。

事務局

簡単に言うとですね、養護老人ホームの中の20床分を、特別養護老人ホームの機能を持った組織として、認可をもらうということです。特定施設としての認可をもらえば、特別養護老人ホームと同じように介護保険の方から介護報酬が入って来るとということです。簡単に言えばそういうことです。

E委員

はい。ありがとうございます。

副会長

はい。良いですか。

会長

どうぞ。

副会長

今のこの特定施設の関係ですが、今養護老人ホームは介護を要しない人の施設であるということは理解出来るんですけども。この特定施設は、今は無いんでしょう。

事務局

はい。

副会長

それで、これを委託する場合は、行政で許可をもらって委託するのか、もう今度は委託された方がそういう処置をされるのか。どうなるんですかねこれは。

- 事務局 それにつきましては、もう受けられた業者の方が、その申請を県の方にして、内容の変更をするということでございます。ただ、引き渡す場合、移譲する場合にどういった条件を付けるか。例えば、10名なら10名までですよとか、介護保険の件もありますので、最初の3年間ですね、26年度までは、今24年度からの介護保険の価格の変更なりがありますけれども、27年からまた新たな3年間が始まりますので、その時に合せて10人とするか、20人とするかというようなのは、また引き渡す計画の中で決めていきたいというふうに思っております。それで良いですよということであれば、それを業者の方が受けて下されば良いんじゃないかというふうに考えております。
- H委員 はい、すみません良いですか。
今のことについてだったんですけど。この特定施設に持って行くかどうかというところは、1つの案であって、例えば民間委託とかをする時は、そこの受けた側が判断をすると考えてもよろしいのでしょうか。
- 事務局 ですね。はい。
- H委員 その施設の形にするかどうかというのは、委託を受けた施設とか個人なのか分かりませんが、委託を受けた側が判断しても良いんですよ。
- 事務局 そうですね。今入っていらっしゃる方で、介護にどうしても該当されるという方がいらっしゃいますので、それなら、それをうちの特老が2つあってそこで対応出来ますよといった時には、そっちの方に移って下されば、そこはもう養護老人ホームという形になりますけれども。実際今はまだ、町内の方或いは他の町外からも待機の方がいらっしゃいますので、そこが十分な機能をしていかなければ、あそこを特定施設に認定せざるを得ないのかなあというような考え方を持っています。
- H委員 そうですね。ありがとうございます。ということでは、今度この民間委託をするかどうかというところを検討する中では、そこは、今、町がこういった形にしてくれということでは、決してないですよ。それは、その在り方というのは、その引受ける、民間委託する、受ける、どういった形で委託を持って行くのか、これから検討されるんだとは思いますが、そこも含めて、そこは自由な発想というか構想を持って、民間委託という形で考えてよろしいのでしょうか。あくまでもこれは提案という形ですよ。はい。ありがとうございます。
- E委員 すみません。
ただ、町としてはですよ、介護保険からの持ち出しを、これを受けるためには、特定施設でしてくれというような条件を出した方がいいんじゃないか。そういうことは出来ないんですか。
- 事務局 ただですね、そこについては、まだこちらも確たる話し合いというのをしておりますので、仮に今、先程言いましたとおり、やはり施設として養護老人ホームで元気な人だけが今入所しているよという状態であれば、そこは問題無いんですが、現にそういった形で入所されているよという状態であれば、そこはこちらとしてもやっぱり含み的には持っていなければいけないと。ただ、さっき言いましたとおり、そこを10人とするのか、20人という形を取るのかというのは、年次的

な形ですね、最初の時は自由に、或いはその次の時には内容を見ながら、もうちょっと検討して、もう良いですよとか15人とかという形にもって行ければなあという、まだ今そこまでの考え方です。

会長

良いですか。

この1ページのこれを見ると、我々が今諮問を受けている、一般的な民営化のガイドラインに対する諮問を受けております。ここに、錦江園民営化実施計画、錦江園民営化事業所選定事業、これはまだ出来ていないんですよ。

これから考えましょうということで、今さっき介護の問題を含めたやつはここに出さざるを得ないから出していますけれども、もやっとしたところで、まだ決まってないわけですよ。もしかすると、この行程とか立てるか私は分かりませんが、ここは立てる仮定の中で、その状況は入れるかどうかという議論が始まっていくというふうに理解してよろしいですか。

つつい具体策言っちゃったもんだから、皆さん混乱されて、実際はそれを決めなきゃいけないんですけども、それより先に他の行政がやっている色んな事業の民営化のガイドラインを、まずは今日諮問を受けたというふうに捉えていきたいと思っております。

副会長

いいですか。

関連なんです。この特定施設の関係は、委託契約の中で、先程話しが出たように、条件付でやられるのか、そこら辺は問題があると思うんですが。我々が考えるのは、養護老人ホームと言ったら、皆さん元気な方々がいらっしゃって、あそこに入所して、こういう特定施設に今入らないとならないような事情になってくるわけですよ。高齢者の方々は、だからこれを条件付で契約されて、養護老人ホームの席をひとつでも多く取って、こっちをまた入れていくというふうになれば、委託された方もだいぶ助かる、運営的にも助かるんじゃないかと思うんですが、そこら辺りはどうですか。

事務局

それは確かにあると思います。こちらの町の考えとして、養護老人ホームでなければ駄目ですよと言ってしまえば、仮にですけども、受け入れがひよつしたら出来ないんじゃないかなというようなことも考えられます。だから、一部特養的な部分もありますよということであれば、受けて下さる業者の方もいらっしゃるんじゃないかと。ですから、先程来出ておりますように、その中でまた内容を、実施計画を作り、我々もまたそういった検討をし、そしてあと業者の選定を行う中でも、そういった条件というのも作っていかねばならないというふうに考えているところです。

会長

実施計画はどこで作るの。庁内で作るの。

事務局

一応、我々の方で作る予定です。ですから、このガイドラインを今回諮問致しまして、それで良いということであれば、我々もそこに入っていけないということですので。まだ今はその段階です。

会長

この実施計画は、どこかでチェックはかけるの。

事務局

すみません。

チェックの態勢は、他市町の事例を見ましても、実施計画の策定委員さんです

とか、実際に選定される場合には、選定委員会等策定されて行われております。本町においてもそのような過程で進めて行く予定でございます。

今、事務局が「我々」と申し上げましたのは、事務局が、行政改革推進本部の中で民営化の部会長をしておりまして、そこで一応素案、或いは今後の進め方を検討しておりますので、その意味での我々という意味でございまして、当然、今会長がおっしゃられたように、外部の方々も含めた実施についての検討を今後は行っていくということです。

会長

ここだけというか、3人の方以上が関心を持っている事業なので、出来ればこの委員の中で入れれば良いんだけど、そういうことは言えないし。パブリックコメントは、当然やられるでしょうから、やってほしいと思いますので。そこで意見が言えるチャンスも我々に与えてほしいと思うんですけども。

はい、どうぞ。

G委員

委託をしてからのどうのこうの、民営化、特定施設の話がありますが、それは先において、これまでは介護の必要な方を特養に配置転換という作業がなされてなかったというようなふうに、私は見ているんですよ。と言うのは、我々も今までも何回かこれまでですね、そういう重たい方を何でこっちへ申請して下さらないのというような話を何回かして来ました。今初めて、最近ですね、今年度からですかね、ポツポツそれが今ちょっと見えて来ているように私は感じているんですよ。23年度まではと言うんですかね、なかなかそれが、家族の方々の希望もあるということがあって、値段の問題、利用料の問題ですよ。そこら辺もあるということで、なかなか特養の方へ申請をしていないというのが多くて、それは何回かこれまで言ってきたことですが、今ちょっとそれが見えてきていますので、そこら辺はあまり心配は無いのかなというの。配置転換をどんどんして行けば、重たい方はどんどんどんどん特養に申請をして行けば、何とかそういう重たい方は入っていけると言うんですよ。順番と言うか判定委員会の方ですね。ですので、あと軽い方をどんどんどんどん受け入れが出来ていくんじゃないかなというのが、私の考えなんですけれども。

何を話しているか、ちょっと分かんない状態ではありますけれども、取りあえず重たい方はどんどんどんどん申請をするようにして行くということであれば、そこら辺は上手くなっていくんじゃないかと思います。介護施設に転換をしていくという話も、その次の話じゃないかなというのをちょっと考えるところです。

事務局

良いですかね。

保健福祉課の立場で言えば、今、園ともそういった話をしております。ですので、今おっしゃいましたように、介護を使っていなかった。お風呂であっても、園にあるお風呂で、大きいお風呂の方で入れていたというのもございましたし、私共も管理監を含めて総務課長も含めて、現場を見に行ったり致しました。ですので、特養のそっちの施設のそういった利用も出来るんだよという形で、今徐々にそういった形に動いては来ております。

ただ、やっぱり1割の負担というのが出てくるものですから、家族の方にとりましては、養護老人ホームの方が金額が安いということであれば、どうしてもこ

っちでと言う方もいらっしゃいますので。その辺のところは今ですね、園の方で話をして、出来るだけこういう介護度の高い方というのは、そっちの施設の方に入れてもらうようにしなければいけないんですがと言うことで、今相談はしているということで、今徐々に特養の方には入所という形でなっております。

それで、養護老人ホームの入所の関係は、うちの福祉の方でやっていますので、今入所をされる方につきましては、そういった介護度が付いた場合には、そういった施設の方に行くというのを条件に、入所をしてもらうというのをしていかなければならないんじゃないかという話はしてですね、そういった事も含めて、入所をされる方には説明をしているところです。

G委員 今年手続きをされた方が、この前の判定委員会の中で、ちょっともう上に来ていらっしゃって、やっぱりそういうのがありますので、やっぱり家族の方々への説明というのが、やっぱり役割っていうんですかね、そこの錦江園の役割、特老の役割というところの内容を、家族の方々には十分説明が必要になってくるんじゃないかなというところを考えるとこです。

事務局 あと、金額的な部分でも説明があったんですけども、やっぱり私共と致しましては、町の施設であればどうしても専門職員という形で行けない部分もあるもんですから、ですので、やっぱり特養施設というのは、やっぱりそういった専門のノウハウ、そういった方が相当数いらっしゃいますので、そういったところに預けていくという形を取った方が、入所をされている方、或いは家族の方についても、やっぱり安心なんじゃないかというふうなものもあって、専門的なそういったフォローが、民営化の根本になってくれば良いなというふうな考え方もあって、こういったテーブルに乗ったというところでございます。

G委員 そう思いますよね。資格の問題もあります。専門職という方は。だから、養老の職員の方々の大変さというのがやっぱり、そこにまた出てくるかと思しますので、どんどんどんどん配置転換をしていった方が良いのなと思いますので、よろしくをお願いします。

会長 ご意見がこれについてね、たくさん出てるのは、多分民営化することによって、行政がやってた時はかなりクッションを入れちゃうんですね。行政マンというのは。それは民営化すると、簡単に切られるんじゃないかとか、そこの不安が必ず出てくるんですけど、その辺りが発生源のような気がするんで、行革委員会でこういう事を言うのは何だけでも、この実施計画を作る時に、揉んでクッションで悪いクッションもあったわけね。移転すれば良かったのに、クッション期間はそのまま硬直化した部分もあるし、それから家族が是非と言う、あと1年とか言った場合にどうするんだというようなクッションの部分も含めた民営化の実施計画を立てなければいけないというのが、ここで今出て来たんじゃないかと思って、議事録に残したいと思っています。そういう形で行革委員会としては、民営化の事については、クッション部分はどうかという事で、議論があったと残して下さい。そうしないと、次の実施計画の時に消えてしまうと、せっかくの議論が消えてしまいますから。

それから、他に、Fさん遅れて来られたですけど。最初はFさんの宿題だった

- んですけれども。
- F委員 すみません。ちょっと時間を間違えてしまって。途中からですね、ちょっと私もどこまで行っているのか分からないところがあったんですが。いろいろ資料を貰ったりして、ちょっと勉強をさせてもらったんですけど。この内容は、もう全部3番まで説明があったところですかね。ですよ。
- 会長 宿題のところだけです。
- F委員 わかりました。それなら、また後で。
- 会長 他にご意見ございませんか。
- では、次の議題に入りたいと思います。
- 式次第では、第2次行政改革大綱案ということで、本日の事も含めた修正をした上で、前回のものを認めるかどうかということになっています。第1回の行政改革推進委員会のスケジュールとすれば、2回日本日に、大体宿題が納得出来れば、大綱案についてはある程度妥当であるという判断をしたいということを検討して来たところでございます。
- 前回から大きく変わったのは、多分この2ページのところで、この項目を変えたただけなんですけれども、かなりイメージ的に左から上に移ったことによって、住民サービスの重点化ということが打ち出されて、新しい行革の雰囲気かというか、風が吹いて来たなという形が捉えているかと思います。事務局かなりこれ考えられたと思うんですけれども、1の方をふたつに2分割して、入れ替えたという形です。特に、透明迅速な行政運営というところをタイトルを付けて頂いて、1のところを持って来て2番目に持って来ているというのは、1つの住民サイドからの視点が入っているようなと思われます。
- それから、住民サービスのところに、皆さんの関心の高い民営化、民間委託等についても、トップで入ってしまったということになってますけれども、やはり行革委員会の意見を反映して頂いた案ではないかと思っております。
- そこで、第2次行政改革大綱案についてでございますけれども、この時点でご意見があればどうぞよろしく願います。それから、もうひとつ難しい問題があって、実は民営化と絡んでですね、この行革というのは、第2次行革案は、この民営化等ガイドラインの元で、職員の配置転換とかいうのも含まれた上で、我々はこの規則が固まっている状態でやらなきゃいけないという変則的なことになっております。本来ならばと思うんですけど、本来ならば大綱を作って、ガイドラインを作ってという形を考えますと、やっぱりちょっと捻れることは仕方ないということで、取りあえず民営化等が進めるということを、大綱の中でお認め頂いたという形で、職員配置等も変わってくというところをお認め頂ければと思っております。具体的なところは、さまざまな数字が出ているかと思いますが、如何でしょうか。
- 大変立派な宿題で、皆さん意見が無いと。
- それでは、第2次行政改革大綱案については、本日の宿題の修正を含めて、もう一度書き直して頂きたいんですけれども。それを大綱案として妥当であると委員会では判断したいと思いますが、よろしゅうございますか。

事務局

ありがとうございます。修正したやつをまた送って頂ければと思います。次回の委員会でも良いですから。

では、第3の議題。本日のメインイベントですけれども。錦江町公共施設民営化ガイドライン案について、事務局から説明をお願い致します。

はい。

それではガイドライン案についてご説明を申し上げます。前回、第1回の資料にも付けておりましたが、今回若干、文言等変更しまして、再度お出ししたところでございます。つきましては、私の説明の方は、横書きの新旧対照表の方で説明をさせていただきますので、お目通しをお願いします。

まず先に変更点の方から申し上げます。まず、新旧対照表の2ページをお開き頂きたいのですが、左側が新、右側が旧となっております。上から3番目の(3)、さらに5、6行下がったところに二重線で書いてありますが、コスト削減に、指定管理についての記述でございます。前回お出ししたものの記述については、指定管理より民営化の方が効率化としては優れている。あるいは、民営化にちよっと指定管理方式は劣っているというような記述をしていたんですが、これは、今実際、指定管理をしている施設もございまして、経費削減の効果プラス集客の増大など、かなりの効果を上げているところでございます。これは、部会におきましても記述が誤りだということで、二重線、下線を引いております。このように修正をしたいということで、修正をしたところでございます。指定管理方式は、コスト削減に効果は現われております。しかも、この指定管理でなければならない部分というのがあると。行政の中には必要なことですのでということで、ここを変更致しました。

その下の、「重要視し」というところに二重線を引いておりますが、指定管理出来るもの、民営化出来るもの、それぞれ施設の役割等によって変わって行きますが、民営化の方を主に重要視して、検討を進めて行こうかということで、この下線部分を入れたところでございます。

それと、3ページのところですが。左側の新のところの「(4)、景気雇用情勢は改善の兆しが見られず」というふうに書いております。前回お出ししたのものには、「改善の兆しが見られるものの」という記述をしておりますが、現状認識としまして、「改善の兆しが見られてないだろう」ということで、ここを記述変更をしております。

それと、5ページをお開き下さい。5ページの方、今度は右側の旧の方ですが。3行目から、「ただし、社会福祉施設に関しては・・・」から、「・・・肝要です。」という一文がございます。ここに書いてあります内容につきましては、平成12年の3月に厚生省通達で、一定期間、施設を補助金で整備したものについても、同じ事業を行われるところに譲渡とした場合は、補助金返還はありませんよということが書いてあるんですが、今現在におきましては、厚生省は存在しませんし、地方自治法という法律が、行政運営はこのように行っていきなさいという法律があるんですが、その改正によりまして、今、省庁からの通達というものは、もう存在しないということになっております。この一文については、全て削除させて

頂きたいということで、変更を加えております。

以上のようなところが、前回から変更したところなのですが、前回は参考資料ということで付けさせて頂きましたので、もう委員の皆様、もう既にお目通しいただいているわけですが、私どもでガイドラインの要点について、若干述べさせて頂きます。

新旧対照表の方をご覧頂いて結構なのですが、今度は左側の新の部分だけ見て頂きたいと思います。ガイドラインの構成のまず1番目のところには、民営化の必要性を書いております。

(1) では、過疎化、少子高齢化の進展に伴い、また財政上の問題、職員数の減少の問題から、他の自治体を含めて、積極的に民間移行を行われています、ということを書いております。

(2) につきましては、合理性とか効率性を追求するということは、民営化が進められる一つの要因です、ということを書いております。

2ページの(3)につきましては、先程も申し上げましたとおり、民営化、指定管理、外部委託という3種類があるけれども、指定管理は一定の機能として評価しなければいけない。しかし、今までやって来た外部委託ではなく、民営化ということを中心に、今後は考えて行きたいということを書いております。

次に、その下の、「2の民営化による効果」という部分ですが。民営化したらどういった効果があります、ということを書いております。

(1) では、町内にNPOはございませんが、NPOでありますとか、企業と一緒に町づくりをして行くという協働の意味合いもあるということ。

(2) には、サービスの向上にも繋がるし、他業務の職員の意識啓発にも繋がるという効果があるということ。

(3) には、行政のコストの削減に繋がるということ。これは、行政の手出しが単純に減るというだけでは無く、行政がやるよりも、先程申し上げたとおり、民間がやった方がサービス向上出来る部分もあるだろうという意味のコスト削減を含めての話でございます。

(4) には、地元の企業が、そういう民営化のお手伝いをして下さることによって、民間の活性化に伴って、地域も活性化して行くのではないかとということを書いております。

今申し上げましたこれらの効果、その前の必要性を鑑みまして、本町の施設の民営化についての方針を、3ページの一番下から4ページにかけて書いております。

まず4ページの一番上ですが、(1)のところでは、積極的に検討・推進して行きたいと。

(2) については、実施するにあたっての基準を3つ定めたいと。その基準につきましては、

①サービスの水準が、町営の頃からすると落ちることなく維持されて、かつ住民の皆様のニーズへの柔軟な対応が可能であること。

②番目につきましては、行革の効果、経費の節減に繋がっていること。

③番目といたしまして、雇用の創出であるとか、地域の活性化が図られる。このような3つの点をクリアしたものを検討していきたいというふうに考えております。

4については、実際の民営化の進め方が書いてありますが、手順と致しまして、実際に民間がされているような事業については、優先的に施設の民営化を検討して行きたいということ。民営化するにあたっては、施設ごとに個別方針を作って、個別方針が出来た段階から、実際引受けて下さるところがあるのかどうか。引受けて下さるところはあっても、財産の引き渡しについてはどうするのか。今いる職員はどうなるのか。利用者の皆さんはそれで良いとおっしゃるのかどうか。あらゆる条件を鑑みまして、条件整備が整うであろう施設から検討して行く。或いは、条件が整ったところから民営化を進めて行きたいという手順で行きたいということを書いております。

③については、同じような施設がある場合は、統廃合の検討も進めないといけない、というのが書いてあります。

今言いましたような進め方で、検討或いは、実施をして行きたいということでございますが、条件についての検討と致しまして、財産処分と職員の処遇については、十分考えないといけないというのが、この4ページから5ページに渡っての(2)に記述しているところでございます。いずれも、十分な協議を行わないといけないところを記述しております。

最後の(3)につきましては、関係機関への説明或いは協議は、慎重に行わなければいけないと。合意形成を諮った上で進めて行くと。皆さん反対しているのに、町が勝手に民営化の検討を始めることはございませんというような意味で、この記述をしているところであります。

非常に簡単ではございますが、民営化ガイドライン案の構成は、以上のような構成になっております。

会長 これは、パブリックコメントはするんだよね。

事務局 はい。

すみません。申し遅れました。会長のご質問の前に、行革大綱のパブリックコメントは一応終了致しましたが、結局意見応募は1件もございませんでした。ガイドラインについては、パブリックコメントは行いません。

会長 前回から議論が集中しております民営化のガイドラインでございますけれども、本日正式に当委員会に答申を求められております。かなり修正はされているようでございますけれども、ご意見を伺いたいと思います。

(しばらく間が空いて)

私の方から一言、良いですか。

一番最後がね、(3) 関係機関への説明・協議と書いてあるんですが、だけどその前に、住民。「住民・」でしょ。住民を入れておかないといけない。

事務局 はい。わかりました。

会長 中身を見ると、住民の説明会の事が書いてある。関係機関とはちょっと違うんだな。

- 事務局
会長
はい。おっしゃるとおりです。ここは表題のミスです。
よろしく願います。
(しばらく間が空いて)
出来ればこの3を、3. 本町における民営化の方針の3にしてくれると収まり
が良いような気がするんだけど。4のところは進め方だから、手順だから。
- 事務局
会長
はい。
手順じゃなくて、必ず方針として持っていった方が、住民サイドの方々
は納得出来るんじゃないかと。これだと、手順でABCとやっていく中で、取りあ
えず住民の説明会をやりますよという、どっかの電力会社がやっているようなこ
とになっちゃうんで。そうじゃなくて、方針に出来ないかなという意見はちょっと
出したいなど。
- 事務局
会長
はい。そうですね。会長がおっしゃるとおりでございまして、今現在、民営化
の進め方の手順のところに書いておりますが、3. 民営化の方針の(3)として、
住民・関係機関への説明、協議というのを、項目として入れたいというふうに思
います。
- 事務局
会長
小泉改革以来、民営化というのは簡単に出来るような風潮が出来上がったんで
すけれども、我々の税金で使った財産を民営化するんですから、やはり自分サイ
ドの意見というのは第一に活かさなきゃいけないと思いますので、今のような意
見を方針として頂きたいということ述べさせて頂きました。
他に皆さん。介護施設が具体になると、皆さんかなり白熱した議論になるんで
すけれども、全体的な民営化の問題です。
- F委員
会長
はい、どうぞFさん。
はい、すみません。ちょっと聞きたいんですが、4のところの民営化の進め方
の②で、財産処分というところがあるんですけれども。具体的に錦江園の場合が
出て来ているわけなんですけれども。これは、誰かやりたいという人がいた場合
に、町としては無償で、現状のまま渡されるのか。その辺のことをですね、ちょ
っとお聞きしたいと思います。
- 事務局
会長
民営化の時の不動産のいくつかの方法がありますよね。無償提供から。それを
説明して頂けるかな。
- 事務局
会長
はい。今お尋ねの財産の処分の方法というのは、非常に重要な問題になって来
るわけですが。錦江園に限らず、一般的なお話からさせていただきますと、まずは、
民間の事業所さんが引受けて下さる場合に、無償で提供する場合。後は、有償で
売却する場合、あと有償或いは無償で貸付けるといった方法がございまして。施設
の整備については、殆ど補助金が入っております。補助金を受ける際には、こう
いう目的で、こういう使い方をする施設を造りますので補助金を下さいというこ
とで補助金を受けているわけです。それぞれの省庁から出しているお金なので、
それぞれの省庁で微妙に考え方が違っていて、例えば農林水産施設ですと、町が
すると言ったのに民間にしてもらおうとなると、補助金返還の義務が出てくる施設
も中にはございまして。
錦江園の場合を言いますと、厚生労働省の対応と致しましては、10年以上事業

を続けたところについては、民間が引受けても、同じ事業をされる場合については補助金返還の義務は無いということで聞いております。一般的には、そういうふうに施設ごとで若干お金の発生とかいうところで、変わってくる部分はあるんですが、F委員がお尋ねの錦江園のケースをどうするかについては、今申し上げましたとおり、無償であれば補助金返還の義務は無い。ただし、さきほど言い忘れましたが、有償で売却すれば補助金返還の義務がございます。その辺の補助金がいくらになるのかというのは、まだ正確な試算が出来ておりませんが、その辺の試算をして比較検討、また、私がしようかという事業者が出て来て下されば、その事業者との実際の条件整備と言いますか、すり合わせの中で検討して行くところかなど。今現在あげるのか、売るのかというような具体的な決定は、まだしていないところです。

F委員

分かりました。

もうひとつ関連してなんですけれども。仮にどこかが、無償かどうか分かりませんが引受けられた場合に、あとは町はですよ、補助金を出すとか、そういうのはもう無いと考えて良いんですかね。またそれで、何か指定管理のところにお金を出しているとか何とか、今までやってるわけですから。これがまた民間に行った場合に、何らかの形で町が補助金を出すとか、助成をするとかという形になれば、ここに言われているように町の財政うんぬんで民営化にしようという主旨が、ちょっと失われてくるような気がするものですから。出来ましたらですね、この場で、そのようなちゃんとお聞きをしておきたいと思います。

G委員
会長

すみません。それに関連してですけれども。よろしいでしょうか。

はい。

G委員

どうでしょうか。この民営化した場合は、そこら辺は少なくとも補助金を出して頂くことになりました時でも、やっぱり半分とかですよ、わずかなあれで、コスト削減も十分出来ていけると思うんですね。そこら辺のところでも少しくらいの補助金とかいうのは無いんだろうかと、今不思議に思うところでした。

町長

はい。

原則的にはですね、もう今、移譲してそれでやって頂くと。ただ、それで運営出来るのかどうか細かい具体的などは、良く分かっていない部分があるんですが。完全に民営でやって頂くというようなことを考えております。

H委員

すみません、よろしいですか。

私もよく行革の事を分かっていなくて、教えて頂ければと思うんですが。本日は今のこのガイドラインについてなんですけれども、今先程も錦江園については確認をさせて頂いたところだったんですが、今の建物を無償であるとか、補助金とか、そういったところは、今後いずれの事業所につきましても、この実施計画案というところで揉まれてくる場所なんですよ。今日のこの協議の中では、そこは具体的などは無いと考えてもよろしいでしょうか。

会長

それぞれの施設の性格によって、かなり複雑に補助金も絡んでいますから、違って来るんですよ。

G委員

そうですね。私達は、職業が医療福祉というところでやってるので、錦江園

については確認させて頂いたところではあるんですが、今日は、いろいろ民営化は錦江園だけではなかろうし、錦江園を中心に思っただけの事業ではあるかとは思いますが、今日の会議の中は、そこは違うと判断してよろしいでしょうか。大筋、民営化に向かう道筋を決めるのが、今日の会議であって、その具体的なところはまた何かしら別なところであって、必要があれば、またそこに意見をさせて頂けると考えてよろしいですかね。

会長

そうですね。今日は、それで先程申し上げた、住民のところを上に挙げてくれるというのは、そういうところの意見徴収を、当然一回は出来るとは思いますが、住民の意見を反映してやってほしいというところで。多分、条件整備の検討のところ、表現がちょっと足りないのかもしれない。先程のような意見必ず出てきますから、補助金のことをやっぱり行政マンとして一番心配しているところでしょうけども、住民サイドからすると、こういった形で移譲するんだというところがね、これを該当する民営化事業の性格に合わせて検討するというのが、一言いるのかもしれませんが。そうしないと、補助金だけの話になります。もちろん、無償提供もあって良いし、有償でいくらか町財政に入れるというのも当然あって良いし。その辺りが分かると、ただであげるのかというそこばっかり考えがいつちゃうんで、これは修正を事務局に求めたいと思います。

はい、A委員どうぞ。

A委員

良いですか。

今話を聞いて疑問に思ったことがあるんですが、今話されていることは、この錦江町内の公共施設の受け皿というか、そういう感じで受け取って良いんですかね。もし、各地区にある公共の施設を個人でも買いたいとかいう人が出て来たら、そういう事に対応するのは町がしてもらえるんですかね。公共の施設の後の受け皿に関してという話ではないんですかね。

事務局

はい。一応、公共施設をお示ししているガイドラインですが、町の施設であって、しかも町の職員が居て運営をしているものを民営化出来ないかということでございまして、例えばA委員もおっしゃったとおり、各地区にはいろんな公民館でありますとか、中学校跡地でありますとか、施設は形としてあるんですが、運営を一体として行っているもの、はっきり言いますと施設だけの部分は、このガイドラインでは無くてですね、職員がいて、職員が実際運営をしているような公共施設について、民営化を検討する場合の指針ということで出しております。ちょっと、公共施設民営化という表題になっておりますので、その辺はちょっと誤解されやすいのかなという、今ご意見伺いまして思ったところあります。

会長

民営化の対象を決定するのはどこですか。多分、そこが無いから心配されたんじゃないか。

事務局

このガイドラインに基づきまして、町・・・

会長

いや、この施設は民営化しようかという検討を始める最初は、町長ですよ。

事務局

はい。町の方で検討始めたところです。

会長

それは、住民から、これ買いたいという話では無いですよ。だよ。民営化はあくまでも町長を中心とした事務局の方で決定をします。

- 副会長 最終決定は議会じゃなかったのか。だから我々はこのガイドラインに基づいて、民営化した方が町の財政も圧迫しないですよというような施設については、もう民営化しなさいと。その後の実施要項等について、財産処分の問題いろいろあると思うんですが、職員の配置転換の問題とかですね。そういうものは、またその次の段階の中で議論をされて行くんじゃないですか。
- I委員 ごめんなさい。今のことで、錦江園の他に該当する施設というのは、他には何があるのですか。
- 事務局 上司もおりますが、私の個人的な思いつきですので、今私が言う施設を検討始めるというわけではありませんので。誤解なさないで下さい。
- I委員 そうです、もちろん。検討するという事では無く、他には該当するものは無いのですか。
- 事務局 例えば、給食センターでありますとか、そうですね、職員がいると言いますと、土づくり支援センターでありますとか。申し訳ありません。今その辺ぐらしか考えつきませんが。そのような、職員が実際運営をしている施設に、民営化かどうかという検討を加える時の指針というふうに考えております。
- 会長 あ、やっぱり引っかかっているんだけど。その立ち上げるころね。給食センターをどうしようとかいう問題について、やっぱりせつかく行革委員会があるんですから、ここに一度ちょっと投げるとか、行革大綱の中で考えると、一言どっか入って欲しいなど。
- 副会長 制度的には、もちろん大綱の基にあるんだけど、上位規則を鑑みとかいうのが必要じゃないかな。
- 副会長 良いですか。
- 副会長 今、堆肥センターが出たようなんですが、皆さんにこうして町報に名簿を載せて頂いた関係で、あちこちから電話が来るんですが。有り難いような迷惑なものなんですが。どうしてもですね、錦江町の堆肥センター、9百何万の経費が入って、売上げがいくらになっているか私も分かりませんが、これも町政を圧迫している一つの要因だと思うんですよ。だから、これらも前町長の施策で造られて、有効利用されるという考えの基だったと思うんですが、これ等も補助金の問題等もある事でしょうけど、さっき会長さんが言われたように、これらもこの会の中で、そのまま存続させて良いのかどうか、やはり議論をするべきではないかと思うんですが。電話が来るのは、どうしてもこれは委託か、或いはどうにか処置をせん、どうしても毎年毎年赤字が町の財政を圧迫するような施設を、いくら抱えとつても、町の財政は良くなるならないというようなことで、どうしてもこれだけは言ってくれと、私も頼まれたんですが。町長、そこ辺りはどうですか。
- 町長 はい。
- 町長 それも考えているところです。急に民営化ということも出来ないと思いますので、指定管理ぐらいの形で出来ないかなということは、今考えております。ただ、町で雇った職員も今いますので、その人達の処遇も考えていかなければならないので、それを考えながらやっ行ってこうと思っています。
- 副会長 その職員は、職員ですか。臨時職員ですか。

- 町長 臨時職員です。
- 副会長 臨時職員でしょ。それであれば、仮に引受ける方がいらっしゃったら、その方に雇用して頂くということもあり得るんじゃないですか。話し合いの中で。
- 町長 はい。引受けて頂く方については、やはりその人達も一緒に引受けてもらわなければというふうに考えております。
- 会長 先程、私も言っちゃったけども。ピンポンをやらないと、せっかくの行革委員会ですから、意見を参考にとか、一言入れてしているけれども。我々知らないところで、どんどん民営化やるかもしれませんよね。
- 副会長 もう今は、錦江園しかないもんなあ。
- 会長 是非とも一言入れて下さい。ガイドラインに。
- F委員 今言われるようにですよ、いくつも、前言ったように給食センターとか、土作り支援センターとか、こういう文言として出てくればだけど、出てくるのは錦江園の名前しか出て来ないわけですから。今回は、まずはガイドラインのどうのこうのという話なんでしょうけれども、言葉として出てくるのは、もう錦江園ですから、錦江園をどうするのかという質問しかないわけですよ。だから、給食センターが学校数も減っているから、隣と真ん中に一緒に造って、2町で一つにしてコストを下げましょうとか、そういう何か出て来たら、これもなお生きて来るんでしょけど。もう錦江園のための、名前は入って無くても、質問的にもそういうふうになるんじゃないかなと思うんですよ。
- 会長 そういう可能性が高いので、先程から言っているように、例えば堆肥センターですか、給食センター、そういうものは、やはりここで一回意見聞いて欲しいと。聞くような制度を取って、我々は今、錦江園の話ばかりしていますけれども、次回は、給食センターの議論をここでやるとか、行革の一環ですから、意見を言う権利はあると思いますので、そういう形をガイドラインに入れて欲しいと申し上げているところでございますけれども。
- 事務局 よろしいですかね、それで。
- 事務局 わかりました。
- 会長 他にご意見ありませんか。遠慮されないでどうぞ。
- G委員 今、錦江町の公共施設の一覧を見せて頂いた時に、観光施設のところで大滝の茶屋のところに、平成24年の4月指定管理となっていますよね。これはいつまでとか、こういう期限とか付いているんですか。
- 事務局 はい。おっしゃるとおり付いております。指定期間については、議会の方に、こういう契約をしてよろしいかということで議決を頂いております、大滝については、5年間の期間でございます。
- 会長 こうやって見ると、たくさん公共施設ありますね。
- H委員 他にご意見ございませんか。
- H委員 はい、すみません。先程の話から付随することではあるんですけども。行革委員として何が出来るかと考えた時に、行革の勉強をしないまま臨んでいることは、本当に申し訳なく思うことなんです。先生の方から先程話があるとおりに、今回民営化ガイドライン案の答申を受けて、その後いろいろな民営化の実施計

画が行われる流れになっているかと思うんですけど。そここそ、本当にこういった、この町だからこそ、このガイドラインにも書いてありますとおりに、本当に過疎化が進んでいる少子高齢化というところでは、この町だからこそ本当にやって行かないといけないことがあると思うんですね。この実施計画のこここそ、こういったいろんな方の意見を踏まえて、是非私達も、どちらかといったら錦江園が先程から出ていると、私達も燃えて行きたくなる、是非そここそですね、ご意見を入れて頂ければと思うところであるんですけども。ガイドラインというのは、本当に大筋決められる中であるんですけども、実施計画のこここそ、本当に町民の方々のご意見だとか、この町でしか出来ない計画っていうのを是非取り入れて頂いたりとか、意見を言える場を作っていただければと思います。よろしくをお願いします。

会長

それを含めた上で、行革と言うと、ついついやはり小泉改革とか中曽根改革を思い出して、切り捨てと思われている部分があるんですけども、逆に我々行革をやるという立場からすると、これは民営化しないほうがいいという意見もここでは言えるわけで、だから先程からしつこく私がこだわっているのは1回ここへ諮問してくれと、そこでこの合意として「これはまだ早いんじゃないか」という意見やブレーキをかけられる、そのために委員会が必要だと。我々がブレーキをかけないと、そのままスイッチがオンになると住民説明会やって、原発再稼働になってしまいますからね。そういうことは避けたいと。合併後どこの市町村も地区別の意見の対立とか、行政機能が非常に問題になっておりますけれども、是非とも錦江町ではそういうことのないように様々な意見をくみ取っていただきたいということで。ぜひここにかかった時に「これは民営化すべきではない」という意見も当然あってしかるべきかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

このガイドラインですけど事務局に打ち合わせの時にお尋ねしたら「諮問を受けてすぐ回答を出すというのはちょっとカッコ悪い」と、検討してないんじゃないかと言われるかもしれないと、心配をしておりましたけれども、実質上は錦江園の話は前回から出ておりますし、2回の検討しているということでございますので、今のような修正を含めて、一つここでは妥当であるという答申を出したいと。文言の訂正については一任していただければと思っておりますけど、いかがいたしましょうか。それでよろしゅうございますか。

一同

はい。

会長

では、ガイドライン、概ね妥当というところで、あとは文言訂正をお願いしたいと思ひます。

次は次回委員会なんですけど、2つ案件通しちゃったら今年度はもうないんじゃないの。あと1回ぐらい、

事務局

ありがとうございました。私が申し上げてもいいものかどうかもあるんですけども、一応できましたら今年度中に諮問しました2つの案件について答申を頂ければと

会長

何の？

- 事務局 答申書を頂ければというふうに考えております。
- 会長 どちらの答申？今日のガイドラインの答申？
- 事務局 どちらもよろしいということであれば両方とも
- 会長 もう一回確認しましょうか？集まって。そうしましょうか。予算ある？
- 事務局 大丈夫です。
- でありましたら、次回の委員会が大体いつごろというのを決めていただければ。会長、もし次回委員会を開くとすれば、次回の委員会の議事内容は答申案についてということでしょうか。
- 会長 それでは、その他を作っていていただいて、たぶん皆さん、その文面見てご意見いただくけども、そんな大きな変更はないだろうから時間は余ると思います。で、そこはフリートーキングで、それぞれ住民の方々代表ですから、常日頃考えていらっしゃることを、ご意見を、フリートーキングやりたいなと考えていますけれども。それはよろしいですか。聞きたくない？
- 事務局 いえ、とんでもない。
- それでは、委員会からいただく答申を一つの議案として、今まで議論いただいた結果を受けて変更する大綱とガイドライン、を資料としてお出しする、次回の委員会にですね。わかりました。
- 会長 皆さん、いろいろ、先程は何の、給食センターじゃなくて、それぞれ設備について、公共施設、いろいろご意見持っているみたいだし、その意見を聞くだけでもだいぶ違う。常日頃役場に行ってもサービスが悪いと思っている方がいっぱいいらっしゃる。
- そういう形でよろしゅうございますか。ではもう一度・・・
- 副会長 これは行革だけであって、行財政は入っていないの。
- 事務局 行革大綱の中に財政計画も作ろうということでございますので、
- 副会長 財政も交えて何していいわけやね。
- 会長 どちらかという于行革委員会は、財政も絡むんですけど、どちらかというと業務のほう・・・
- 副会長 これでいくと業務かなと思って聞いてみたんですが。財務まではいっとったらそれなりのなにもあるし。財務もはいっとるのけ。
- 事務局 行革大綱に書きましたのは、今後の財政をにらんで財政中期計画を策定するというのを書いておりますので、間接的には財政も含まれると思います。
- 会長 それを受けて・・・
- 副会長 大まかに言えば委託できるものは委託したほうがいいよという、財政に絡むから、そこまで入っているということだな
- 事務局 私がそこまで申し上げてよいのかわかりませんが、民営化については民営化ガイドラインに従って今後検討を進めていくという行革でございます。
- 会長 またお役所的な回答でございますけれども、おおまかに入っていると私は信じております。
- よろしゅうございますか。本日これで議事を終わりたいと思います。
- 事務局何かございましたら。

事務局 次回委員会の日程でございますが、先ほどちょっと申し上げかけたんですが、2月でよろしいでしょうか。

会長 これ、いつまでだったの？3月でもいいの？

事務局 3月でも結構です。しかし3月は皆さんお忙しいのではないかと思います。

事務局 それでは、会長、副会長とも事前にご相談申し上げまして、2月の末から、できるだけ3月の開催ということで調整させていただいてよろしいですか。

会長 これは土曜日もできるの。

事務局 委員の皆様方がよろしければ

会長 じゃあ、それを含めて調整しましょう。

事務局 私は末のほうになってくると入試が始まるので。

事務局 日程のほうは、土曜日も含めて調整させていただくということで。

会長 だいたい2月中？

事務局 できれば3月中に

会長 では、ちょっと長時間になりましたけど、第2回の行政改革推進委員会を終わりたいと思います。本日はご協力ありがとうございました。

事務局 以上をもちまして本日の会議を終了致します。ご苦勞様でした。